

習志野市議会改革検討協議会
報 告 書

平成30年9月13日

目 次

はじめに	…	2
1 協議事項	…	2
2 協議期間	…	2
3 協議会の開催状況	…	2
4 議会基本条例の制定に関する検討経過	…	3
5 議会基本条例の制定に関する結論	…	4
6 タブレット端末によるペーパーレスシステムの導入に関する検討経過	…	6
7 タブレット端末によるペーパーレスシステムの導入に関する結論	…	8
参考資料		
● 習志野市議会改革検討協議会設置要綱	…	15
● 議会改革検討協議会 委員名簿	…	16

はじめに

習志野市議会改革検討協議会（以下「協議会」といいます。）は、田中真太郎議長の発案のもと、市民に開かれた議会の実現と議会機能の活性化をめざすことを目的として、議会改革について調査・検討するべく、平成29年9月29日に設置されました。

協議会においては、議論を深めるため、「議会基本条例の制定等」及び「議会のICT化等」というテーマごとに分科会を設置し、それぞれの分科会において複数回にわたり協議を重ねてまいりました。

この度、分科会での協議結果を踏まえた協議会の結論がまとまったことに伴い、報告を行うこととしました。

1 協議事項

- (1) 議会基本条例の制定について
- (2) タブレット端末によるペーパーレスシステムの導入について

2 協議期間

所期の目的を達するまで

3 協議会の開催状況

(1) 第1回（平成29年9月29日）

協議会の会長及び副会長の選出、習志野市議会改革検討協議会設置要綱の承認、並びに「議会基本条例等分科会」及び「議会のICT化等分科会」の委員の選出を行った。

(2) 第2回（平成30年9月6日）

議会基本条例等分科会及び議会ICT化等分科会の協議結果の報告を受け、意見交換を行った。また、本協議会における議会改革に対する取りまとめを行った。

4 議会基本条例の制定に関する検討経過

第1回（平成29年11月16日）

分科会長及び副分科会長の互選を行った後、近年議会基本条例を制定した県内他市議会について、事務局より説明を受け、質疑を行った。

第2回（平成30年1月25日）

反問権、議会報告会について、議会基本条例を制定している県内他市議会における状況を事務局より説明を受け、協議を行った。

第3回（平成30年2月15日）

議会基本条例の制定について、県内他市議会における議会報告会の実施回数及び議会基本条例のポイントを事務局より説明を受け、協議を行った。
また、議会基本条例（案）を提示し、次回以降、協議することとした。

第4回（平成30年4月25日）

委員長より、平成30年3月26日に開催された（株）地方議会総合研究所主催の議会基本条例に関するセミナーの研修報告を行った。
また、議会基本条例（案）について協議を行った。

第5回（平成30年7月30日）

これまでの協議を踏まえ、議会基本条例の制定の要否について協議を行った。
協議の結果、現状、議会基本条例を制定する必要性が認められないものとした。

第6回（平成30年8月20日）

分科会報告書（案）について、意見交換を行い、取りまとめを行った。

5 議会基本条例の制定に関する結論

本市議会において議会基本条例を制定する必要性は認められないとの結論に達した。結論に至るまでの経過は、以下に述べるとおりである。

まず、近年制定される基本条例において、主要な規定となっている反問権、議会報告会について、基本条例に規定を設けるべきか協議した。

反問権については、基本条例に反問権を規定している県内他市議会の事例を調査したところ、主旨確認にとどまっている実態が判明した。本市議会においても明文化はされていないが、主旨確認を行っていることから、反問権は規定しないものとした。

次に、議会報告会については、「市民に開かれた議会」の観点から実施する必要があるといった意見がある一方、議会報告会を実施している他市議会で見られる参加者の減少傾向や固定化等による陳腐化への懸念といった意見もあり、協議を重ねたが、意見を集約することはできなかった。

これら反問権、議会報告会についての協議結果を踏まえ、基本条例（案）をもとに本市議会における基本条例の制定について協議を行った。しかし、総体的には基本条例の制定はよしとするものであったが、本市議会における必要性に疑義が生じた。

そもそも、基本条例は、平成18年に北海道栗山町議会が、町民の代表たる多数人数による合議制の機関として、町民の意思を町政に的確に反映させるために、議会の機能を見直したことから始まったものである。

この見直しにおいて、自由闊達な討議をとおして、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点・争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命としてとらえ、これらを達成する手段として、条例が制定されている。

しかしながら、本市議会においては、請願（陳情）提出者の参考人招致、市政を問い質す一般質問における一問一答方式の導入、関連質問の許可、会派持ち時間制の実施、1時間を超す個人持ち時間制といった、全国的にも先進的な事例を適宜導入してきた。また、現在では一般質問を行う議員の数も1定例会で20人を超えている。

これらは、「市民に開かれた議会」を目指すため、そして、二元代表制における執行機関に対する監視機能の強化を図るため、以前より規定や「議会運営等に関する申し合わせ事項」による議会運営を本市議会が自主的に実施してきたものであり、基本条例に勝るとも劣らないものである。

また、基本条例の制定自体が市町村議会の改革の評価基準の一つとなっている面もあり、いまや、全国で700を超える自治体において制定されているが、その一方で条例が形骸化している市町村議会も見受けられる。

結局のところ、基本条例を制定することは、市民が議会機能・議員活動を知る機会になり得ることを期待できる効果はあるが、市民の負託に対する決意を示す宣言の一つという面が大きいと考察する。

以上のこと踏まえ、本市議会においては、基本条例に規定すべきとされる事項の多くはすでに実施しているものであり、改めて基本条例を制定する必要性が認められないとの結論に達した。

なお、協議において、議会報編集委員会の常任委員会化及び同委員会への市議会ホームページ管理権限の付与のほか、議会の機能・議員活動を市民の目線で作成したパンフレットの作成、議会ホームページの掲載内容の充実といった、市民に対する広報の強化を図るべきとの意見があった。この広報の強化は、市民が議会機能・議員活動を知る機会を広げ、「市民に開かれた議会」を果たし得るものであると考える。

6 タブレット端末によるペーパーレスシステムの導入に関する検討経過

第1回（平成29年11月16日）

正副分科会長の互選を行った後、議会ペーパーレスシステムについて事務局より説明を受け、システム導入を前提に検討を進めていくことを確認した。

最後に、今後の検討に向けた基礎知識の取得を目的として、次回の協議会開催までに代表的なシステム提供企業を呼び、全議員を対象とした任意参加の操作説明会（実機を使用したデモ）を開催することとした。

ペーパーレスシステム提供企業によるデモ

以下のとおり3つの代表的システムのデモを開催し、実機の操作を体感した。

第1回（平成29年12月12日）システム名：ECO Meeting

第2回（平成29年12月19日）システム名：SideBooks

第3回（平成29年12月21日）システム名：moreNOTE

第2回（平成30年1月25日）

上記3システムについてそれぞれの特徴を振り返った上で、必要な機能、想定される使い方（庁舎からの持ち出しの可否等）、タブレット端末の希望、導入までのスケジュール等について協議を行った。また、情報公開請求への対応、セキュリティ対策について、執行部及び事務局に質疑を行った。

第3回（平成30年2月16日）

事務局作成のシステム導入例をもとに、前回から引き続いてシステムの機能や使い方の協議を行い、大枠について決定した。また、議会への導入時期について事務局に、執行部の導入意向について総務課にそれぞれ質疑を行った。

第4回（平成30年3月7日）

前回会議で回答保留となっていた執行部の導入意向について総務課から、タブレット端末内に保存した電子データが情報公開対象となるかについて情報政策課から、それぞれ回答を得た。また、議会への導入時期について、各会派の意見を聴取した。

第5回（平成30年4月23日）

システムの運用について協議を行い、タブレット端末へのデータの保存の可否、議員からの要求資料の閲覧範囲等を決定した。また、端末の使用に係る申し合わせ事項案が事務局から配付され、次回会議で内容を検討することとした。

第6回（平成30年5月18日）

前回配布した端末の使用に係る申し合わせ事項について協議し、最終案を取りまとめた。また、システム導入後の紙資料の併用期間について協議を行った。

第7回（平成30年8月21日）

分科会報告書（案）について意見交換を行い、取りまとめを行った。また、執行部の導入意向について最終的な回答を得た。

7 タブレット端末によるペーパーレスシステムの導入に関する結論

議会ペーパーレスシステムを導入することと決定した。決定事項の詳細は次のとおりである。

(1) 導入の目的

議会にペーパーレスシステムを導入し、タブレット端末及びアカウントを議員に貸与する目的は、行政のコピー用紙消費量の削減等による行政コストの削減、議員の利便性の向上、議会活動・議員活動の活性化を実現することである。

(2) 導入するタブレット端末本体

なるべく画面が大きく、セキュリティ性能にすぐれた端末で、費用負担の軽減が図れると想定される利用方法から、以下のとおりとした。

- 機種：iPad Pro
- サイズ：12.9 インチ
- モデル：Wi-Fi 専用
- 導入予定台数：55台（議員30台・議会事務局5台・執行部20台）

(3) データ管理形態

庁外においてもブラウザ経由でシステムにアクセスできるようにしたいとの希望から、以下のとおりとした。

- クラウド型

(4) インターネット接続環境

ア 庁舎議会フロア（5階議場・委員会室・小委員会室・会派控室・議会事務局とその周辺廊下）は公費でWi-Fi環境を整備する。

イ その他の場所では必要に応じて議員個人が用意・利用する（ポケットWi-Fiの契約、家庭内無線LAN回線の利用、スマートフォンでのテザリング、市中のフリーWi-Fiの利用等）。

(5) システムの仕様の必須条件

ア プレゼンの際、発表者が端末データのページをめくると、聴講者の端末も連動するシステムとすること（ページ連動）。

イ 複数ページに渡るデータを閲覧する際、本のように連続する2ページを1画面に表示できるシステムとすること（見開き表示）。

(6) システムの利用

- ア システムに掲載する資料（ペーパーレス化する資料）は、議案書、要求資料、議場配付資料、各種計画書等、すべての紙資料とする。
- イ 資料データをタブレット端末へダウンロード（保存）し、オフライン状態でもデータを閲覧できるようにすること（端末へのデータ保存）。
- ウ 自己の端末へのアプリのインストールに、制限を設けないこと。
- エ 要求資料の公開（配付）範囲について
 - 本会議及び委員会・・・全議員が閲覧可
 - 会議外での個人の要求資料・・・本人のみが閲覧可

【現 状】		要求タイミング		
		本会議	委員会	会議外
配付対象議員	要求議員	●	●	●
	要求議員と同じ委員会の議員	-	●	-
	その他の議員	-	-	-

↓

【導入後】		要求タイミング		
		本会議	委員会	会議外
閲覧可能議員	要求議員	●	●	●
	要求議員と同じ委員会の議員	●	●	-
	その他の議員	●	●	-

- オ システム導入後の紙資料の併用について
 - ペーパーレス化する資料は以下「資料一覧」のとおり。
 - システム導入後、平成31年度末までは、議案書等全員に配布する資料については、事務局で各会派に1部紙資料を配付する。紙資料が必要な場合は、それを議員自身がコピーする。
 - それ以降は事務局による配付は行わず、必要に応じて個人でデータをプリントアウトする。

資料一覧

資料名	ペーパーレス化の有無
議案書	○
議案概要	○
議案勉強会資料	○
当初予算書・決算書	×（導入後の様子を見て再検討）
議員要求資料	○
議場配布資料	○
各種計画書等	○
会議録	○
各種通知	△（議会または執行部が発信するもので、公印がないものはペーパーレス化）
議会概要	○
議会提要（改選直後に発行）	○

カ ペーパーレスシステム導入までのスケジュール（案）

項目	時期
議会 ICT 化等分科会で内容決定	平成30年8月21日
議会改革検討協議会で承認	9月6日
会派代表者会議で承認	9月13日
（事務局）予算要求	10月
議会運営委員会で会議規則、申し合わせ事項の改正等を承認	平成31年第1回定例会まで
会議規則改正	平成31年第1回定例会
契約	4月1日（予定）
各議員へ貸与	5月以降
端末操作研修	各議員への貸与以降
本会議暫定導入	6月もしくは9月定例会

キ その他については、「習志野市議会議会情報共有システムに関する申し合わせ事項(案)」に記載のとおりとすること(P.6以降に案を掲載)

ク タブレット端末のインターネット閲覧ログ

- 原則、情報公開の対象となる。

(7) 運用に関する規定

議会ペーパーレスシステムの本市議会での運用における一定のルールを規定するため、別紙のとおり「習志野市議会議会情報共有システムに関する申し合わせ事項（案）」を定めることとする。

習志野市議会議会情報共有システムに関する申し合わせ事項（案）

1 用語の定義について

本申し合わせ事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

(1) 議会情報共有システム

議会用アプリケーションソフトウェアおよびサーバを一体化させたシステムのことをいう。

(2) 端末

議会情報共有システムを利用するために、議員及び議長が許可した者に貸与されるタブレット端末機並びにパーソナルコンピュータのことをいう。

(3) アカウント

ネットワーク、端末等にログインするための権利をいう。

2 本システムの使用者について

議会情報共有システム及び端末の使用者は、市議会議員、及び議長が許可した者とする。使用者は、議会情報共有システム及び端末を他の者に使用させてはならない。

3 アカウントについて

議会情報共有システムのアカウントについては、次のとおりとする。

(1) アカウント使用者に付与するものとする。

(2) 使用者は、アカウントを他の者に使用させてはならない。

(3) 使用者は、議会情報共有システムを使用するときはパスワードを入力し、各使用者専用のアカウントにログインするものとする。

(4) 使用者は、パスワードの管理を適切に行い、第三者に不正利用されないようにしなければならない。

4 端末の貸与について

議会情報共有システムの端末については、次のとおりとする。

- (1) 議長は、議会活動及び議員活動に使用するため、使用者に端末を貸与するものとする。
- (2) 使用者は、端末を善良な管理者として適切に管理するものとし、議会情報共有システムの導入目的を十分に考慮して、良識ある使用を心がけるものとする。
- (3) 使用者は、端末の使用権限がなくなったときは、直ちに議長に端末を返却するものとする。
- (4) 端末を紛失し、または破損した場合は、速やかに議長に届け出るものとする。

5 禁止事項について

使用者は、端末の使用にあたり、次の事項については、これを禁止するものとする。また、違反した場合は、議長または会議の長から注意を与えるものとする。再三の注意によっても改善が認められない場合、議長または会議の長は、その使用者の端末の使用を停止させることができる。

- (1) 端末を他人に貸与し、または譲渡すること。
- (2) 端末の改造、拡張機器の追加、動作環境の変更等、端末の性能、機能等を変更すること。
- (3) 議会活動及び議員活動の目的以外で使用する事。
- (4) 個人情報並びに市議会及び市において公開されていない情報を開示すること。
- (5) 提供された情報を不正に改ざんすること。
- (6) 会議を録音し、または録画すること。
- (7) 他者の迷惑になる行為を行うこと。
- (8) 会議の開催中において、音声や操作音を発するなど、会議の運営上支障となる行為を行うこと。
- (9) 会議の開催中において、当該会議の目的以外で使用する事。
- (10) その他、議長が定めたこと。

6 遵守事項について

使用者は、次の事項について遵守するものとする。

- (1) 情報の受発信は、使用者の責任において行うものとする。
- (2) 使用者は、端末の通信が可能な環境下にある時は、定期的に議会情報共有システムにアクセスし、情報の収集に努めるものとする。
- (3) 使用者は、アプリケーションソフトの追加等に伴う負荷によって、議会情報共有システムの動作に支障が出ないように努めるものとする。
- (4) 使用者は、情報の正確性を保持し、データ等の紛失、毀損等の防止に努めるものとする。
- (5) 個人情報の漏洩があった時には、速やかに実情を把握し、議長に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

7 セキュリティ対策について

使用者は、市の情報及び議会情報共有システムの保全措置に関して、積極的に協力し、かつ誠実に対処しなければならない。

8 事故等のあった場合の責任と対応措置

使用者は、故意または過失により端末を紛失し、または破損した場合は、当該使用者がその修理等に係る経費を負担するものとする。

9 各種通知、届出等について

議員と議会事務局は、双方の間で各種通知等を議会情報共有システムで行うことができる。機器や通信回線等の不具合等が発生した旨、議員から連絡があったときは、復旧の連絡があるまでの間、書面で行うものとする。

10 端末、議会情報共有システムの使用等に諸問題が生じた場合には、会派代表者会議で協議するものとする。

11 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとする。

参 考 资 料

習志野市議会改革検討協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民に開かれた議会の実現と議会機能の活性化をめざし、習志野市議会改革検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、必要な事項を調査及び検討する。

(組織)

第3条 協議会は17名の委員をもって組織する。

2 委員は、議長、副議長を除く各会派所属議員のうちから選任された者とする。

3 委員の任期は、議員の任期とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に、委員長及び副委員長を1人ずつ置く。

2 委員長は、協議会の議事を整理し、秩序を保持する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第6条 協議会に、第1条の目的を達成するため、専門的事項を協議・検討する部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行する。

議会改革検討協議会 委員名簿

委員氏名（17名）	分科会	
	議会基本条例等 分科会（8名）	議会ICT化等 分科会（9名）
委員長 相原和幸	分科会長	
副委員長 布施孝一		○
委員 鮎川由美	副分科会長	
〃 市角雄幸		分科会長
〃 入沢俊行	○	
〃 帯包文雄	○	
〃 木村孝		○
〃 木村孝浩	○	
〃 佐々木秀一		○
〃 佐野正人	○	
〃 清水大輔		○
〃 関根洋幸		副分科会長
〃 谷岡隆		○
〃 中山恭順	○	
〃 平川博文		○
〃 藤崎ちさこ		○
〃 宮内一夫	○	